



WORLD FEDERATION OF THE DEAF

自分の人権について知り 自分の人権を実現するための ツールキット

目次

- 01 序章
- 02 世界ろう連盟について
- 03 国連における世界ろう連盟の活動
- 03 人権に関する主要な用語
- 04 人権に関する協定
- 05 CRPDと手話言語
- 06 2030アジェンダ
- 07 持続可能な開発目標
- 13 ご存知ですか？
- 15 CRPDの報告過程
- 16 CRPDの報告過程に参加する
- 17 参考文献

序章

「自分の人権について知り、自分の人権を実現するためのツールキット」は、世界ろう連盟(WFD)による新しい取り組みです。このツールキットの目的は、一般的な人権用語、人権メカニズム、人権の監視と実施について読者に紹介することです。そして、読者が効力のある擁護者となり、ろう者の人権向上のための有意義な変化を起こせるようになることを目的としています。

国連の「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)(CRPD)」や「2030アジェンダ」の「持続可能な開発目標」などの人権協定は、ろうコミュニティの権利擁護のために使用できる重要かつ強力なツールです。

上記の条約の採択後の過程に参加する国が増えるにつれて、それがどういうことかを理解し、十分な情報を得た上で行動・決定することが、ろう者の人権が考慮されるために、ますます重要になっています。

WFDについて

世界ろう連盟は、1951年にイタリアのローマで設立された、国際的な非営利・非政府組織です。132加盟国の連盟(正会員)と、個人会員、準会員、国際会員で構成されています。また、8つの地域事務局、1つの地域協力パートナー、青年部(WFDYS)があります。

WFDは、世界中で、約7,000万人のろう者の人権を代表し、促進しています。WFDの使命は、ろう者の人権を促進すること、また、生活のすべての領域に対する、完全で、質が高く、平等なアクセス(自己決定、手話言語、教育、雇用、地域生活を含む)を促進することです。

WFDは国連の諮問的地位を有し、国際障害同盟(IDA)の創立メンバーでもあります。WFDの法的所在地は、フィンランドのヘルシンキにあります。WFDは、目標の実現に向けて、国連の人権メカニズム、特に国連障害者権利条約(CRPD)の原則と目的に従って、活動しています。



国連におけるWFDの活動

- ☞ 2002年の初めに、WFDは、国連、国際障害同盟、WFD加盟国とのパートナーシップを築きました。その目的は、CRPD内でのろう者の権利を求めるロビー活動のためでした。
- ☞ WFDは、CRPDの起草過程に参加を要請された、8つの大きな「障害者（障害のある人）の団体」の1つです。
- ☞ WFDは、CRPDの条文に対して、コメント、提案、修正を提供することに貢献しました。
- ☞ 特に、手話言語と「バイリンガル・バイカルチュラル（二文化併存の）教育法」を推進するには、WFDの参加が欠かせませんでした。
- ☞ WFDが参加した結果、CRPDの中に、ろう者に直接関係する5つの条項が作られました。以下の5つです。
 - 第2条 – 定義
 - 第9条 – 施設及びサービス等の利用の容易さ
 - 第21条 – 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会
 - 第24条 – 教育
 - 第30条 – 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
- ☞ 加えて、CRPDの全条項が、ろう者の権利に適用され、ろう者の権利を保護しています。
- ☞ 2008年のCRPD施行以来、国連の様々な議論の場において、WFDはろう者の問題やろう者の視点を積極的に提唱し、促進活動を続けています。

人権に関する主要な用語

人権に関する一般的な用語を知っていることは、変化を起こすための基本です。
人権に関する一般的な用語を学ぶことで、人権への理解が深まります。

人間の多様性

- ☞ 人間の多様性は、人間が生きていく上での自然な要素です。誰もが、独自で価値ある違いを持っています。
- ☞ 多様性とは、人種、皮膚の色、ジェンダー、宗教、障害、その他多くの属性に関係しています。
- ☞ 多様性は貴重であり、大切にすべきものです。
- ☞ 集団の中に多様性があると、創造性や新しいアイデアを生み出します。

人権

- ☞ 人権とは、世界のすべての人が、差別されることなく、尊厳、尊重、自由、機会を享受する普遍的な権利を持っていることを意味します。
- ☞ 人権は、すべての人が持っているものです。それぞれの人が持つ「違い」によって、人権の有無が決まることはありません。
- ☞ 人権は、誰かから与えられるものではないですし、誰かの人権を奪うこともできません。「あなたは人権を持っていない」と言うことは、誰にもできません。
- ☞ 人権は、相互に関連しており、切り離すことはできません。

障害の社会モデル

- ☞ 障害に対する考え方には、伝統的なもの、慈善ベースのもの、医学的なもの、宗教的なもの、政治的なもの、社会的なもの、人権ベースのものなど、様々な考え方があります。
- ☞ 「障害の社会モデル」は、社会が作り出した態度や環境による障壁が、障害のある人が人権を享受することを妨げているとしています。また、この障壁を取り除くことで、障害に対処できるとしています。

国連(UN)

- ☞ 国連は、平和と正義をもたらすために協力する193加盟国の政府によって形成された、世界最大の国際機関です。
- ☞ 国連は、将来の戦争を防ぐため、人権を守るため、すべての国が集まって、すべての人に影響を与える重要な問題や課題について議論する場を提供するために、1945年に設立されました。

条約

- ☞ 条約とは、特定の問題について、同じ法律に従うことを国同士で合意したものです。
- ☞ ある国が条約に署名し、批准(もしくは承認)すると、その条約は法的な約束となり、その国の政府の行動の指針となります。
- ☞ そのため、政府はしばしば、該当する条約を支持し実施するために、自国の法律を適応、変更する必要があります。

国連障害者権利条約(CRPD)

- ☞ CRPDは、障害のある人が、他の人と同じ権利を享受できるようにするために、市民社会と国連加盟国によって作られました。
- ☞ CRPDの文書は、2006年12月13日に採択され、2007年3月30日に署名が開始され、2008年5月3日に発効しました。
- ☞ CRPDは全部で50条あります。
- ☞ 第1条から第31条までは、条約の主要原則と障害のある人の権利、それらの権利を確保、保護、促進するために政府がとるべき措置について書かれています。
- ☞ 第32条から第50条は、監視、報告、CRPD委員会、CRPDに関する正式の手続きなど、すべての障害のある人がすべての権利を得られるように、政府と市民社会がどのように協力すべきかについて書かれています。

ミレニアム・サミット

2000年に、国連加盟国(当時189カ国)の代表者が集まり、「ミレニアム宣言」を採択しました。この宣言により、貧困と闘うための世界的な同盟が誕生しました。その後、現在は「ミレニアム開発目標」と呼ばれている目標が作られました。

ミレニアム開発目標 (MDGs)

MDGsは、加盟国によって作られた8つの目標です。世界の貧困や飢餓と闘うこと、HIV/エイズのような病気をなくすこと、ジェンダー平等を推進すること、より多くの子どもが学校に通えるようにすること等、国際機関や政府が協力して取り組めるようにするを目的としています。

この8つの目標は、2015年までに達成されることになっていました。多くの進展が見られたものの、まだやるべきことが残っています。

2030アジェンダ

㊦「2030アジェンダ」は、MDGsに代わるものであり、MDGsを基礎としています。

㊦「2030アジェンダ」に含まれる新しい目標(「持続可能な開発目標」)は、2016年1月1日に発効し、2030年まで有効です。

㊦これは、国連における各国政府間の長年にわたる「ポスト2015」プロセスと呼ばれる交渉の結果です。

㊦「2030アジェンダ」は、5つのセクションからなる35ページの英文文書で「持続可能な開発目標(SDGs)」を含みます。SDGsは17の「目標」で構成されており、その中に169の「関連づけられたターゲット」が含まれています。また、これらは231の「グローバル指標」を用いて測定されます。

㊦障害のある人についての言及がないMDGsとは異なり、「2030アジェンダ」では障害のある人について11回の直接的な言及がされています。

人道活動における障害のある人のインクルージョンに関する憲章 (Charter on Inclusion of Persons with Disabilities In Humanitarian Action)

国連の「世界人道サミット」(2016年5月23日～24日に、トルコのイスタンブールで開催)において、緊急時における障害のある人の生活環境を大幅に改善するための、新しい憲章や文書が承認されました。この憲章は、政府の代表者だけでなく、非政府組織や資金提供団体のリーダーにも、今後の人道活動が障害のある人を含むものになるよう促しています。

人権に関する協定

㊦過去には、障害のある人は、人権協定の策定から取り残されていました。

㊦「医学モデル」や「慈善モデル」が主流だったため、障害のある人に関する多くの決定は、専門家や慈善団体が行っていました。

㊦「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という世界的な標語は、障害のある人をインクルージョンするための統一的な呼びかけです。

㊦「世界人権宣言」は、すべての人の権利について定めています。ですが、女性、子ども、先住民の権利に関する条約に続いて、障害のある人も、自分たちの権利をより具体的に定めた条約を求めています。

㊦条約の起草過程は、可視化プロジェクトと呼ばれています。障害のある人の様々な団体が、起草過程に積極的に参加し、障害のあるすべての人権を確保するという共通の目標を持っていたためです。

年号	人権に関する重大な出来事
1948	世界人権宣言
1975	障害者の権利に関する宣言
1981	国際障害者年
1982	障害者に関する世界行動計画
1983-1992	国連障害者の10年
1993-2002	アジア太平洋障害者の10年 (2003年～第2の10年)
1993	国連障害者の機会均等に関する標準規則
2000-2009	アフリカ障害者の10年
2006	国連障害者権利条約
2013	国連障害と開発に関するハイレベル会合
2015	2030アジェンダと 持続可能な開発目標(SDGs)

CRPDと手話言語

CRPD50条のうち5条は、ろう者に直接関係しているものです。ろう者に関する条項について学ぶことは、インクルージョンが、手話言語とともに、どのように達成できるのかを理解することに役立ちます。



手話言語があれば
平等になれる



第2条: 定義

「言語」とは、音声言語及び手話言語その他の形態の非音声言語をいう。



第9条: 施設及びサービス等の利用の容易さ

2. 政府(※訳注)は、また、次のことのための適切な措置をとる。

(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話言語通訳を含む。)を提供すること。

CRPDの他のすべての条項も、
ろう者に適用され、ろう者の権利を
保護しています。



CRPDの条文は[こちら](#)
外務省による和訳は[こちら](#)

※訳注…国連の原文では、
「Governments: 政府」ではなく
「States Parties: 締結国」となっている



第21条:

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

政府(※訳注)は、障害のある人が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(b) 公的な活動において、手話言語、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害のある人が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。



第24条: 教育

3. 政府(※訳注)は、障害のある人が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害のある人が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、政府(※訳注)は、次のことを含む適切な措置をとる。

(b) 手話言語の習得及びろうコミュニティの言語的アイデンティティの促進を容易にすること。

4. 政府(※訳注)は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話言語又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員(教育のいずれの段階において従事するかを問わない。)に対する研修を行うための適切な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適切な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害のある人を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。



第30条: 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

3. 政府(※訳注)は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害のある人が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適切な措置をとる。

4. 障害のある人は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的アイデンティティ(手話言語及びろう文化を含む。)の承認及び支持を受ける権利を有する。

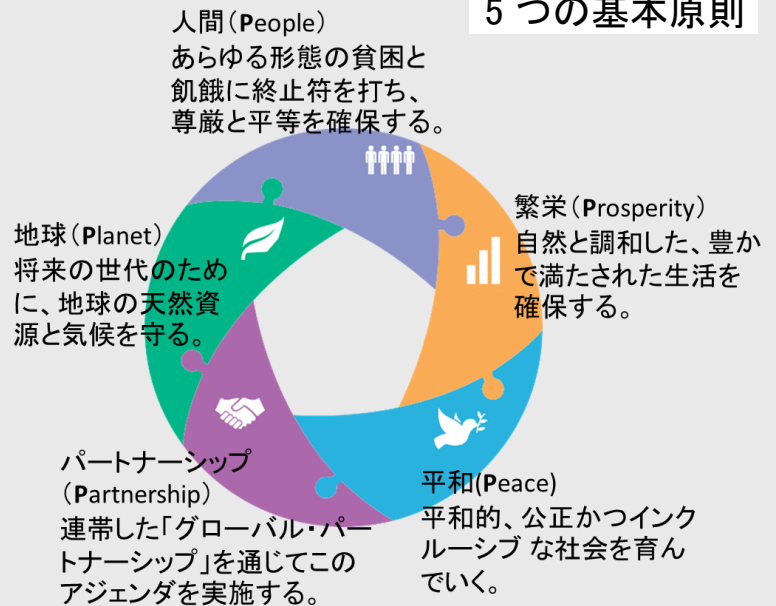
2030アジェンダ

「2030アジェンダ」では、障害のある人について11回の直接的な言及がされています。言及されている事柄を、皆さんが行う権利擁護活動に取り入れる方法をみつけてみてください。

2030アジェンダ



5つの基本原則



何 「2030アジェンダ」の 内容	5つのセクションを含む35ページの文書 ☞ 前文 ☞ 宣言 ☞ 17の持続可能な開発のための目標(SDGs)と、169のターゲット ☞ 実施手段とグローバル・パートナーシップ ☞ フォローアップとレビュー
なぜ 「2030アジェンダ」 を実施する理由	「2030アジェンダ」は、すべての人にとってより良い未来を築き、世界中の人々が、地球に損害を与えることなく、より良い生活を送るために実施されます。 「2030アジェンダ」は、貧困をなくし、不平等を減らし、生態系の退化と気候変動から地球を救うことを目的としています。
だれ 「2030アジェンダ」 の対象のなる人	すべての人(国連のすべての加盟国、障害のある人、先住民、子ども、女性、男性、成人、若者を含む)に適用されます。 「2030アジェンダ」では、障害のある人について、直接、11回言及しています。
いつ 「2030アジェンダ」 を実施する期間	加盟国は2016年から2030年までの15年間で、「2030アジェンダ」を達成できるように努力します。
どこで 「2030アジェンダ」 を実施する場所	「2030アジェンダ」は、普遍的かつ世界的なものであり、すべての国に適用されます。しかし、法的な拘束力はありません。「2030アジェンダ」を政策に書き換える際の解釈は、国によって異なります。
「世界共通の目標」 はどのように 選ばれたのか?	国連は公開作業部会(加盟国の代表で構成される)を主導し、2013年から2014年にかけて13回の会合を開きました。公開作業部会では、最も差し迫った課題(世界中の人々が直面している課題であり、すべての人々と地球のために生活を向上させる上で立ちはだかる課題)について議論されました。同時に、世界各地で市民との議論が行われ、「世界共通の目標」に何を盛り込むべきかについて、市民が意見を表明する機会も設けられました。これらの議論から、公開作業部会は、さまざまなテーマに焦点を当てた「目標」と「ターゲット」を作成しました。

持続可能な開発目標

何 SDGsの内容

- ☞ SDGsは、2030年までに、すべての国が「持続可能な開発」を達成するための指針として作成されました。目的は、将来の世代の資源を損なうことなく、現在の生活環境を改善することです。
- ☞ SDGsは、世界共通のもので、すべての国に適用されます。
- ☞ SDGsには、17の「目標」があり、「目標」は169の「ターゲット」で補完されています。

なぜ SDGsを 実施する理由

私たちの世代ですべての資源を使い果たすと、開発が持続可能でなくなり、将来の世代には何も残されなくなってしまうからです。

SDGsはCRPDと どのように関連 しているのか？

- ☞ CRPDと同様に、SDGsも障害のある人に特に注意を向けています。
- ☞ SDGsは、政府に対して、障害のある人のエンパワーメントについて、具体的な約束を定めています。
- ☞ CRPDは、SDGsの実施を導く枠組みとして役割を果たす必要があります。
- ☞ SDGsの達成に向けた取り組みは、既存の国際的約束や国内の約束（CRPDを含む）と整合がとれている必要があり、これらの約束を基礎としている必要があります。
- ☞ CRPDのいくつかの条文は、横断的な性質を持っており、SDGsのすべての「目標」や「ターゲット」の実施に常に適用され、一貫している必要があります。

全てのSDGsにつながっているCRPDの条文

3: 一般原則	12: 法律の前にひとしく認められる権利
4: 一般的義務	13: 司法手続の利用の機会
5: 平等及び無差別	20: 個人の移動を容易にすること
6: 障害のある女子	21: 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会
7: 障害のある児童	31: 統計及び資料の収集
8: 意識の向上	32: 国際協力
9: 施設及びサービス等の利用の容易さ	33: 国内における実施及び監視
11: 危険な状況及び人道上の緊急事態	

障害のある人 に関する言及

宣言

1. 人権（第19パラグラフ）
2. 脆弱な人々（第23パラグラフ）
3. 教育（第25パラグラフ）

持続可能な開発目標とターゲット

- 目標4: 教育 – 2つの言及
- 目標8: 雇用 – 1つの言及
- 目標10: 不平等の是正 – 1つの言及
- 目標11: インクルーシブな都市 – 2つの言及
- 目標17: 実施手段、データ – 1つの言及

フォローアップとレビュー

データの構成要素
（第74パラグラフのg）

「脆弱な」についての言及

「2030アジェンダ」の中で「脆弱な」と言及されている18個の箇所はすべて、「障害のある人」に当てはまります。



持続可能な開発目標

SDGsの詳細については、P8～12をご参照ください。





目標 1

貧困をなくすこと

世界中の、あらゆる形の貧困を終わらせる

目標1を達成するために、世界の国々が合意したこと

- すべての人が、失業(仕事を失うこと)のような状態から守られ、医者による診察など、必要なサービスを受けられるようにします。これは「社会的保護」と呼ばれ、特に最も貧しく、弱い立場にある人たちを守り、支えるための仕組みです。
- 貧しい人が、他の人と同じように、必要なサービスを受けられ、仕事や土地を得られ、新しい技術を使ったり、会社を作ったりすることが出来るようにするための政策に、お金や人材などを使います。
- 災害など洪水や干ばつ(雨が降らないなどの理由で、土が乾ききってしまい、農作物が育たなくなってしまうこと)といった気候に関係する災害やその他の経済や社会、環境の突然の変化などから、貧しい人が受ける被害や影響を減らし、災害から立ち直る力を高めます。



目標 2

飢餓をなくすこと

飢餓(長い間食べられず、栄養が足りなくなること)をなくし、生きていくために必要な食料を安定して手に入れることのできる権利を保障し、栄養状態を良くして、持続可能な農業を進める

目標2を達成するために、世界の国々が合意したこと

- 子どもやお母さん、お年寄りのためのより良い取り組みを行ったり、安全で栄養のある十分な食料が1年中手に入るようにしたりすることで、栄養不良(必要な栄養が取れない、または栄養のバランスがよくないことによって、不健康な状態になること)を無くします。
- 農業の生産量を増やし、小さい農家(特に女性や少数民族)の収入を増やします。その際、環境を壊さないようにし、それぞれの地域の生物多様性(たくさんの種類の生き物が複雑に関わり合い、様々な環境に合わせて生きていること)や資源を守るよう気を付けます。
- 干ばつ(雨が降らないなどの理由で、土が乾ききってしまい、農作物が育たなくなってしまうこと)や洪水、その他の災害を予防します。
- 種や作物、家畜の多様性(様々な異なる種類が幅広く存在すること)を守ります。そして、これらの資源から得られた恵みを公平に分け合います。



目標 3

健康であること

何歳であっても、健康で、安心して満足以暮らせるようにする

目標3を達成するために、世界の国々が合意したこと

- 出産時(赤ちゃんを産むとき)に亡になってしまうお母さんの数を減らします。
- 赤ちゃんや5歳未満の子どもが、防ぐことのできる理由で亡くならないようにします。
- HIV/エイズなどの感染症や、肝炎、水によって感染する病気などの流行を終わらせます。
- 麻薬・アルコールの危険性や、心の病気の予防についての知識を広めます。
- 家族計画・性教育・リプロダクティブ(人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ子どもをつくる能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか\何人持つかを決める自由を持つこと)といった妊娠と出産に関する知識を広めます。
- すべての人が、質の高い医療を受け、薬やワクチンを得られるようにします。
- 世界中で、交通事故による死亡者や負傷者(ケガをした人)の数を半分に減らします。
- 害のある化学物質(自然に存在せず人の手で化学的につくられたもの)や、大気汚染(空気がよごれること)や、水質汚染(水がよごれること)土壌汚染(土がよごれること)が原因で、命を落としたり病気になったりする人の数を大きく減らします。



目標 4

質の高い教育

だれもがインクルーシブで平等に質の高い教育を受けられるようにし、だれもが生涯にわたってあらゆる機会に学習できるようにする

目標4を達成するために世界の国々が合意したこと

- すべての人が基礎教育(幼稚園・保育園、小学校や中学校などで、生きていくために必要な知識や能力を身に着けるために受ける教育のこと)を受けられるようにします。
- 若者や大人がより良い仕事を得られるように、様々な職業訓練を受けられるようにします。
- 男の子も女の子も、障害のある子どもや少数民族出身の人、紛争にまきこまれた人も、みんな平等に教育を受けられるようにします。
- みんなが安全で通いやすく、過ごしやすい場所で勉強できるように学校設備を整えます。
- 自分の国でも海外でも、職業訓練を受ける人たちへの奨学金(貧困などの理由で勉強するための必要な資金がない人を助けるために与えられる資金)を増やします。
- きちんと訓練を受けた、資格のある先生の数を増やします。
- 「持続可能な開発のための教育」(1人ひとりが、自分のまわりのことだけでなく、世界の人々や未来のこと、また環境を考えながら生活や行動をしていけるようになることを目指した教育)を広めます。



目標 6

清潔な水と衛生

水と衛生的な環境をきちんと管理して、だれもが水と衛生的な環境を得られるようにする

目標6を達成するために、世界の国々が合意したこと

- すべての人が安全な水を使えるようにします。
- すべての人が安全な方法での下水処理やごみ処理などの衛生設備が整った環境で暮らせるようにします。また、すべての人が衛生についての知識を学べるようにします。
- きれいな水を提供するため、水質を管理します。化学物質(自然に存在せず、人の手で化学的につくられたもの)や汚染物質(水や土などをよごしてしまうもの)が水に入らないようにします。
- 水の使い方を改善します。水の再利用にもっと力を入れて取り組みます。
- 地域社会が水の管理や衛生環境の改善に積極的に関わるように、地域の意識を向上させます。水資源に関するエコシステム(生態系。自然の生き物と、生き物が暮らす環境とが、バランス良くなりたっている仕組み)を守り、再生させます。
- 水に関わるエコシステムには、山や森林、湿地(しめりけが多い土地)川、帯水層(地下水を含んでいる地層)、そして湖などが含まれます。



目標 5

ジェンダーの平等

ジェンダーが平等である(すべての人が性を理由に差別されない)ようにし、すべての女性や女の子に力を与える

目標5を達成するために、世界の国々が合意したこと

- 女性や女の子に対するあらゆる種類の差別を、世界のどの場所においてもなくします。
- 女性や女の子に対するあらゆる種類の暴力や、性的人身取引を含む搾取(きちんとお金を払わず働かせるなどして利用すること)をなくします。
- 女性や女の子を身体的・精神的・性的に傷つけるような行為や慣習は行われないようにします。
- 女性の家事労働が価値あるものとして認められるようにします。
- 女性や女の子がその意見を聞いてもらい、政治や経済などの公の活動に参加する機会を男性と同じように得られるようにします。
- 性と生殖の健康(妊娠と出産)に関する女性の権利を守ります。
- 男女が平等になるような、政策や法律をつくるようにします。それには、女性に男性と同じように、土地や財産、金融サービス(銀行などがお金を預かったり、お金を貸したりするサービス)、相続財産(家族がなくなって、その財産を受けつぐこと)、天然資源(自然の中から得られる資源。石油や水、森林、魚などの生物など)などを、自分で自由に使用・利用したり、処分したり、管理したりできるように、法律やルールをつくりかえていくことも含まれます。



目標 7

再生可能エネルギー

価格が安くて、安定して発電でき、持続可能で近代的なエネルギー(薪や炭などを燃料とするエネルギーではなく、電気やガスなどのより新しいエネルギー)をすべての人が使えるようにする

目標7を達成するために、世界の国々が合意したこと

- 新しい設備や施設、より良い技術を使い、価格が安く、安定して発電でき、近代的なエネルギー(薪や炭などを燃料とするエネルギーではなく、電気やガスなどのより新しいエネルギー)をすべての人が使えるようにします。
- エネルギーをもっと効率よく使うようにします。エネルギーを節約できる技術を早く開発します。
- 石油や石炭など、一度使ったらもう一度使うことはできないエネルギー源ではなく、再生可能エネルギーの使用を世界中で増やします。
- みんなが協力して、再生可能エネルギーやその他の環境にやさしいエネルギー源についてさらに調べて、それらをもっと利用できるようにします。



目標 8

適切な良い仕事と経済成長

自然資源が守られ、みんなが参加できるインクルーシブな経済成長を進め、すべての人が働きがいのある人間らしい仕事をできるようにする

目標8を達成するために、世界の国々が合意したこと

- ・ 仕事を通じて人として成長できるような、安全でやりがいのある仕事を提供します。
- ・ 経済活動(モノをつくったり、お金を払って商品やサービスを買ったり使ったりすること)において、天然資源(自然の中から得られる資源。石油や水、森林、魚などの生物など)を大切にし、守ります。
- ・ 男性、女性、若者、障害のある人、移民労働者(自分の国を離れて働く人)など、すべての人にとって働きがいのある人間らしい仕事と、安全に働ける場所や環境を提供します。
- ・ 訓練を受けられる機会を増やすことで、仕事がない若者の数を減らします。
- ・ すべての種類の児童労働(18歳未満の子どもによる労働で、その仕事をする事で心や体が傷ついてしまうような、子どもにとって害のある労働)や自分の意思に反して強制される仕事、子ども兵士の問題を解決します。
- ・ 若者にもっと多くの仕事の機会を与えるため、世界全体で取り組みます。



目標 10

不平等を減らすこと

国と国の間にある不平等や、国の中での不平等を減らす

目標10を達成するために、世界の国々が合意したこと

- ・ 貧しい人たちが、すぐに、とぎれることなく収入を増やせるよう、支援します。
- ・ 特定のグループを差別するような法律や習慣をなくします。同時に、このような差別を受けてきた人々の声を聞き、必要な支援を行います。
- ・ 不利な立場にある人を守るような法律や政策を取り入れます。例えば、ある政党には、わりあてられた人数の若者、女性、少数民族、障害のある人が含まれなければなりません。
- ・ ある国から他の国に移住する人が、法律により守られるようにします。



目標 9

イノベーションとインフラ

災害に強いインフラをつくり、インクルーシブで持続可能な経済発展を進め、新しい技術を生み出しやすくする

目標9を達成するために世界の国々が合意したこと

- ・ 持続可能で、災害に強いインフラをつくり、経済成長と人びとの健康で安全な暮らしを支援します。
- ・ 小さな規模のビジネスを行っている人々にお金を貸したり、技術の支援を行います。
- ・ 企業が環境を壊さず、持続可能な成長を目指すことを求めます。
- ・ それぞれの国に必要とされる技術や、新しい技術を使うための研究を支援します。
- ・ 最も経済発展や開発が遅れた国に住む人たちを含む、すべての人がインターネットや新しい技術を使えるようにします。



目標 11

持続可能なまちと地域社会

まちや人びとが住んでいるところを、インクルーシブで、安全で、災害に強く、持続可能な場所にする

目標11を達成するために、世界の国々が合意したこと

- ・ すべての人が安全で住みやすい家や必要なサービスを得られるようにします。
- ・ 環境を破壊せず、特に子どもや女性、弱い立場にある人々にとって、安全で使いやすい公共交通機関(電車やバスなど)をつくれます。
- ・ 自分たちのまちをより良くするための話し合いや計画づくりに、地域の人々が参加できるようにします。
- ・ 世界の文化遺産(ある文化を共有する人々にとって大切に、自分の子どもや孫に伝え、守っていききたいもの。建物や遺跡など)、自然遺産(同じように守っていききたい、大切な自然、生き物や環境)を守り、保護するために、ますます努力します。
- ・ 災害に強いまちと地域をつくれます。
- ・ 廃棄物(不要になって捨てられたもの)を管理し、また空気をよごさないように気を付けます。
- ・ すべての地域が資源をうまく管理できるよう、また気候変動(人間の活動によって、地球をあたためる二酸化炭素などのガスが空気中にたくさん出てしまい、地球の気温が上がることでより気候が変化すること)に対応できるように支援します。



目標 12

責任を持って生産し、消費すること

持続可能な方法で生産し、消費する

目標12を達成するために、世界の国々が合意したこと

- 一人あたりの、捨てられる食べ物の量を、世界全体で半分にしよう、人も企業も取り組みます。
- 国際的なルールにしたがって、空気や水、土をよこさずに、有害な化学物質（自然に存在せず、人の手で化学的につくられたもの）が管理されるようにします。
- 3R（リデュース：ごみを減らすこと、リユース：一度使って捨てるのではなく何回か使うこと、リサイクル：もう一度資源に生まれ変わらせること）を通して、廃棄物（不要になって捨てられたもの）を減らします。
- 大企業が、責任を持ち、情報を公開し、環境にやさしい活動を行うようにします。
- 人々が自然と調和した暮らしに関する知恵や知識を得られるようにし、持続可能な生活習慣に必要な情報や手段を提供します。



目標 13

気候変動への対策

気候変動や、それによる影響を止めるために、すぐ行動を起こす

目標13を達成するために、世界の国々が合意したこと

- 気候変動が原因の災害や、自然災害に対して、きちんと備えます。
- 政府は気候変動の問題に取り組み、そのために国の予算を使います。



目標 14

海のいのちを守ること

持続可能な開発のために、海や海の資源を守り、持続可能な方法で使用する

目標14を達成するために、世界の国々が合意したこと

- 海の汚染（汚れること）を減らします。海の汚染の多くは陸上の人間の活動が原因です。
- 違法（法律に反する）な漁業や魚のとりすぎなど、海の環境を破壊するような魚のとり方を禁止する法律を作ります。
- 貧しい国や、小さな島々に対して、海の資源をきちんと保護・管理できるように支援を行います。



目標 15

陸のいのちを守ること

陸のエコシステム（生態系。自然の生き物と、生き物が暮らす環境とが、バランス良くなりたっている仕組み）を守り、再生し、持続可能な方法で利用する。森林をきちんと管理し、砂漠がこれ以上増えないようにし、土地が悪くなることを止めて再生させ、生物多様性（たくさんの種類の生き物が複雑に関わり合い、様々な環境に合わせて生きていること）が失われることを防ぐ

目標15を達成するために、世界の国々が合意したこと

- 国際条約（国と国との間の約束）にしたがって、砂漠や熱帯雨林（赤道の近く、主に気温が高くて雨がたくさん降る地域にある森林。ジャングル）などのエコシステムを守ります。
- 森林を再生させることを目指して、森林破壊を減らし、木を植えます。
- 絶滅危惧種を一刻も早く保護します。保護の対象となっている動物や植物を違法（法律に反する）にったり、売ったりすることを止めます。先住民族（その土地や地域にもとから住んでいた人々）の人たちと協力します。



目標 16

平和で公正な社会

持続可能な開発のため、平和でインクルーシブな社会をつくり、すべての人が司法(法律に基づいた裁判や手続き)を利用でき、地域・国・世界のどのレベルにおいても、きちんと実行され、必要な説明がなされ、インクルーシブな制度をつくる

目標16を達成するために世界の国々が合意したこと

- ・ 暴力や、暴力による死をなくします。
- ・ 虐待(暴力をふるったり、必要な世話をしなかったり、ひどい言葉を浴びせ続けるなどをする事)・搾取(きちんとお金などを払わず働かせたりして利用すること)・人身取引(人間を売ったり買ったりすること)など、子どもに対するあらゆる形の暴力をなくします。
- ・ すべての人が国内でも海外でも、平等に司法を利用できるようにします。
- ・ あらゆる形の犯罪や汚職(仕事をする上で、わいろを受け取るなどして不正な行いをする事)を減らします。
- ・ 国民に対してきちんと責任を果たせる国の制度を整えます。
- ・ 政府は何かを決める時、国民の意見を聞き、子どもや大人のためになるような決定をします。例えば、子どもや若者に影響を与えるような法律を作るときには、事前に子どもや若者の意見を聞かなければなりません。
- ・ すべての子どもに戸籍(個人の氏名、生年月日、生まれた場所、家族など、人が生まれてから死ぬまでのことを公的に記した文書)を与え、すべての赤ちゃんが出生登録(生まれた日や場所などを公的な機関に届け出ること)をすませ、必要な教育や医療サービスを受けられるようにします。
- ・ すべての人が無料で必要な情報を得られるようにします。
- ・ 暴力やテロ、犯罪を防止するような制度を強化します。



目標 17

目標のために協力すること

実施手段(目標達成のために必要な行動や方法)を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する

目標17を達成するために、世界の国々が合意したこと

- ・ 2030年までに、すべての国がこれらの目標を達成できるように助け合います。それぞれの国が国内の政策の中にSDGsを取り入れるようにし、何からどのように取り組むのかを考えます。
- ・ それぞれの国が目標を達成するために国の予算を使うようにします。さらに、先進国は発展途上国(経済発展や開発が遅れた国)が目標を達成できるように支援を行わなければなりません。
- ・ すべての国々の政策を大切にし、政策がきちんと筋が通ったものになるようにします。例えば、天然資源を守る法律と、自然破壊を許可する法律を同時に作することは出来ません。
- ・ SDGsに関連する分野の問題について取り組んできた組織や人と協力します。目標を達成するためには、こうした組織や人の経験や支援が必要です。
- ・ SDGsの達成に向けてどれくらい進歩したかを調べられるようにするため、国々はより詳しいデータや統計(あるまとまったグループの傾向や性質を、数字で示して明らかにしたもの)を集めるようにします。



参考文献:

ラテンアメリカとカリブ地域の子どもたちのための世界的な運動
(スペイン語名称: Movimiento Mundial por la Infancia de Latinoamérica y El Caribe、略: MMI-LAC)

による

「私たちが目指す世界 子どもたちのための目標」

【和訳についてはセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
提供の本文をもとにしました】

ご存知ですか？



よくある誤解が、インクルージョンの妨げになることがあります。
CRPDの関連条文を参照し、誤った通念を払拭しましょう。

第2条

手話言語が音声言語と同等であることを認知している

手話言語は世界共通ではありません。手話言語は、長い目で見れば音声言語の要素を借りていますが、音声言語から独立しています。アメリカのきこえる人とイギリスのきこえる人の場合は、同じ音声言語を共有していますが、アメリカ手話言語とイギリス手話言語はまったく異なるものです。研究により、自然な手話言語のインプットには不都合がないことが示されています。具体的には、自然な手話言語のインプットは、人工内耳をつけた手話を母語とする子どもの音声言語の発達をサポートするとされています。また、自然な手話言語のインプットにより、早期のきこえの遮断が音声言語の発達に及ぼす悪影響が減少するとされています。

第5条

障害のある人が他の人と平等な権利を持つためのすべての法律における平等と無差別の権利

ろう者が運転免許証を取得することを認めていない国がまだにあり、ろう者の雇用機会、移動の自由、様々な社会的場や生活全般へのアクセスが制限されています。これらの国には、ろう者が運転免許証を取得することを、明確に禁止したり、権利を害したりする法律はありません。しかし、交通局など（運転免許や運転講習を扱う機関）の慣行が、ろう者が運転免許証を取得することの大きな障害となっているようです。なお、ろう者の運転免許取得が認められている国において、ろう者の運転が他の道路利用者の脅威になっているという報告や、ろう者が、一般の人に比べて、交通事故や交通外傷に多く巻き込まれているという報告はされていません。この事実は重要です。

第5条 第12条 第13条 第29条

差別されない権利 財産を所有し、相続し、貸付けを受ける権利 司法手続の利用の機会 政治参加へのアクセス

いくつかの国では、ろう者は差別に直面しており、結婚すること、財産を相続すること、投票すること、選挙されること、陪審員になること、子孫を残すことができません。政治事情の議論や問題に関するアクセシビリティが保障されていないため、また、手話言語での情報が不足しているために、ろう者による政治的活動への参加が奪われることが多くあります。ろう者は、このような点で不平等な扱いを受けているため、情報に基づいた選択をすることができず、多くの人が政治的活動に加わらなくなっています。

第24条

質の高い教育を受ける権利

バイリンガル教育とは、すべての教科で手話言語を指導言語とし、並行して、その国や社会で使われている言語の読み書きを教えることを強く重視する、社会文化的な学習法です。バイリンガル教育は、ろうの生徒、ろうの仲間、ろうのロールモデルがいる手話言語環境において、効果的に実施されます。いくつかの国では、バイリンガル教育の概念が理解されていないため、いまだに「トータルコミュニケーション」が主流な方法となっています。「トータルコミュニケーション」とは、正式な手話(formal signs)、自然なジェスチャー(natural gestures)、指文字、身体言語(body language)、聞き取り(listening)、読唇、発声などあらゆる意思疎通手段を取り入れる方法です。また、手話言語の使用が存在しない、最小限である、認められていない、禁止されているろう学校では、口話法が継続的に使用されていることもあります。

CRPD第24条に記載されている「ろう者のインクルージョン」の概念は、しばしば誤解され、「一般校への就学(mainstreaming)」と認識されています。「一般校への就学(mainstreaming)」では、ろうの生徒が、手話言語やろうに関する知識を持つ人と接することができず、教室での意思疎通に分離をもたらす可能性があります。「一般校への就学(mainstreaming)」では、手話言語の知識に乏しい(きこえる)教師がろうの生徒を教える場合が多いこと、ろう教育の専門家が相談を受けることが少ないこと、教育訓練教材が利用しにくいこと、手話言語環境を備えたらう学校が適切に支援されないこと等の理由で問題があります。

第27条

合理的配慮を含む労働及び雇用の権利

ほとんどの国が、ろう者には仕事をして給与を得る権利があると認知しています。しかし、ろう者を仕事上の差別から守る差別禁止法を持つ国は少ししかありません。ほとんどの国は、ろう者に働く機会や生涯学習の機会を提供していると主張しています。しかし、ろう児のための学校の閉鎖、それに伴う非常に高い非識字率と失業率、手話言語通訳者の大幅な不足など、様々な問題があり、現実は大きく異なっていることに留意する必要があります。



効力のある権利擁護とは、意識を高め、行動を起こすことです。 効力のある擁護者になるための方法をご紹介します。

擁護者

- 擁護者とは、社会を変えるために、共通のビジョンに向かって活動する個人やグループのことを指します。
- 擁護者は、自分の権利を知り、自分自身を知る必要があります。また、自分の権利を実現するために行動を起こすことをいわずに、積極的になる必要があります。
- 擁護者は、自分の権利のために立ち上がり、同時に、多様性を尊重し、他者と協働する必要があります。
- 誰もが擁護者になれます。

意識の向上

- 前向きになり、力を与えるような発言をしてください。
- 目的によって、個人で行動を起こせる場合もあれば、団体で行動を起こした方が良い場合もあります。
- 仲間やパートナーのために、声を上げましょう。
- 計画を立て、達成したい具体的な成果を明確にしましょう。

権利擁護

- 権利擁護とは、ポジティブな変化を生み出すことです。
- 多くの場合は、変化を起こすための共通のビジョンに向けて、多くの人々や組織が協力して活動します。
- 公平な社会を作るためには、全ての人が協力をし、権利擁護をする必要があります。

行動の計画

- 一歩ずつ行動を起こします。
- 変化を生み出すためには、チームワークと協力が重要です。
- 誰もが行動を起こすべきです。小さな一歩でも、変化を生み出します。
- あなたの役割や、あなたの一歩が、全体像にとって重要であることを覚えておいてください。



CRPDと2030アジェンダを批准した後は、CRPDと2030アジェンダの実施をする必要があります。CRPDと2030アジェンダに関連する、監視のツールを意識しましょう。



CRPD第8条： 意識の向上

各国政府は、障害のある人の権利と尊厳、功績と技能について、すべての人に教育をする必要があります。また各国政府は、障害のある人に関する定型化された観念（ステレオタイプ）や偏見、障害のある人を傷つける可能性のある行動等と、戦うことに同意しています。これは、障害のある人の権利を促進するために教育制度の中で働きかけること、報道機関と協力して障害のある人に対して肯定的な描写を奨励すること、幅広い関係者に対して、障害のある人の権利について具体的に研修を行うことを意味しています。



CRPD第33条： 監視

CRPDを批准したすべての政府は、CRPDの要求事項を遵守しなければなりません。

市民社会組織（各国のろう協会を含む）は、CRPDの実施状況の監視に関与しなければなりません。



CRPD 第 34 条： 障害者権利委員会 （障害者の権利に関する委員会）

障害者権利委員会は、CRPDを批准している政府によって選出されます。障害者権利委員会は、定期的に会合を開き、CRPDが守られていることを確認し、質問に答え、国や地域社会が障害のある人の権利を守るように指導しています。



CRPD 第 35 条： 締約国による報告

CRPDに加盟しているすべての国は、障害のある人の権利を保護するために何を行ってきたかについて、「障害者権利委員会」に書面による報告を行わなければなりません。



2030アジェンダ 持続可能な開発目標

「ハイレベル政治フォーラム（HLPF）」は、SDGsの実施に関する世界的なフォローアップとレビューを行う場です。目的は、オープンであり、透明性が高く、参加型、および、国際的に比較可能なレビューや提案の場を提供することです。HLPFには、世界的な拘束力はありませんが、世界レベルのレビューによって、注目が集まり、政治的な圧力をかける機会となります。HLPFは、世界の開発の場において、障害のある人に関連する問題を提起することができる最高のフォーラムです。

CRPDの報告過程

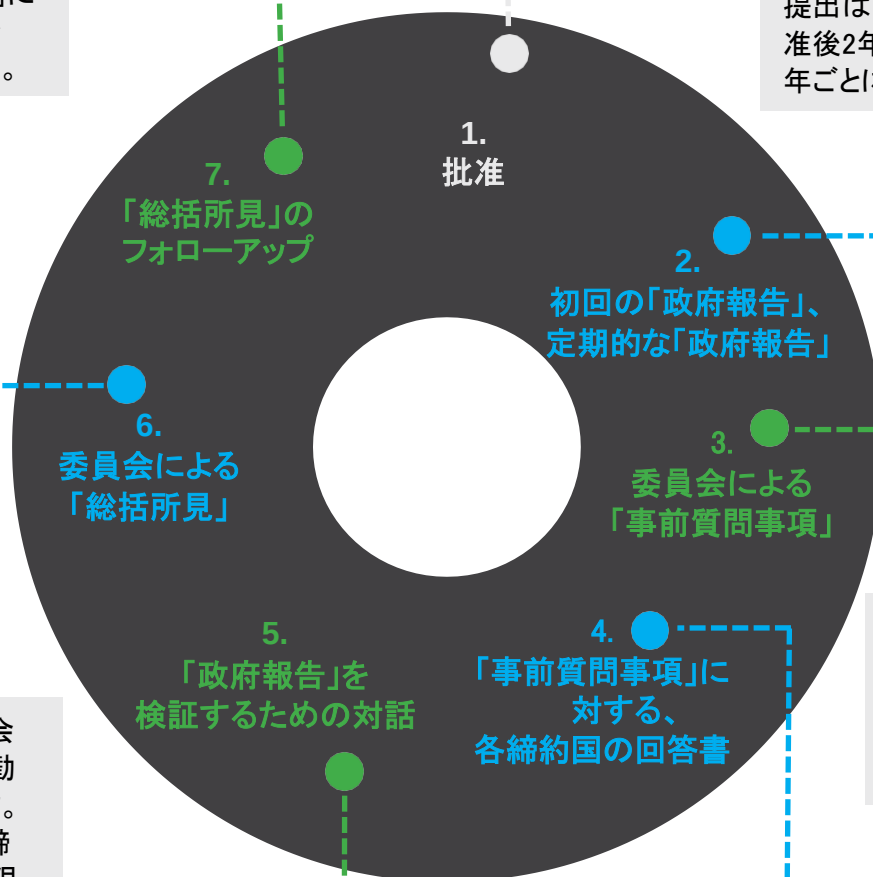


以下は、CRPDの報告過程を示したものです。
手順をよく理解してください。

批准とは、CRPDが締約国（加盟国、加盟政府とも呼ばれる）によって正式に承認され、その国の法律となることです。CRPDを批准（承認）した国は、CRPDに従うと約束したことになります。締約国は、自国の法律をCRPDの目標に沿ったものにするため、必要に応じて、自国の法律を見直し、改定しなければなりません。

委員会から要求された場合、締約国は現在の実施状況について追加情報を提供しなければなりません。その後、締約国は、「総括所見」に定められた「提案」と「勧告」を考慮します。

CRPD第35条によると、締約国は、CRPDの実施に関する報告を、委員会に提出する必要があります。報告の提出は、初回がCRPDの批准後2年以内で、その後は4年ごとになります。



委員会は、「政府報告」を受けとった後、追加情報を必要とする「事前質問事項」を作成します。

対話を行った後、委員会は「総括所見」（提案と勧告を含む）を提供します。CRPD第36条に従い、締約国は、定められた期限内に、追加の情報を提供するように求められます。これは、委員会が、締約国によるCRPDの実施状況をより良く評価するために行われます。

締約国とCRPD委員会が対話を行い、「政府報告」の内容を議論する形式です。

締約国は、指摘された「事前質問事項」に対処するため、委員会に回答を提出することが要求されます。

CRPDの報告過程に参加する



報告過程について知った上で、ポジティブな変化を生み出すために自分がどのように関与できるのかを学びましょう。

批准

CRPDの批准後、締約国は、第33条に基づき、この条約の実施に関連する事項を取り扱う1又は2以上の担当部局[フォーカルポイント]を政府内に指定します。市民社会(障害のある個人、障害のある人の団体を含む)は、監視の過程に関与し、完全に参加するものとします。あなたの国の政府が、まだCRPDを批准していない場合は、批准するよう働きかけることができます。

あなたの国のろう協会が、政府から相談を受けていることを確認する

委員会は、各締約国が「政府報告」を作成する際に、「障害のある人の団体」が参加することと、「障害のある人の団体」と協議することの重要性を強調しています。

政府による実施について、委員会が勧告したように行われているかを監視する

「勧告」(あなたの国の政府に対して、CRPD委員会が提示した勧告)の実施について、あなたの国のろう協会が、地域の「障害のある人の団体」とともに、積極的に監視していることを確認しましょう。

可能な限り、委員会に「パラレルレポート」を提出する

委員会は、委員会の関連セッションの少なくとも2ヶ月前に、異なる障害のある人々が協力して、「パラレルレポート」を提出することを奨励しています。この過程に、あなたの国のろう協会が参加していることが重要です。各国のろう協会は、独自の報告書(ろう者の問題に関連する懸念を扱ったもの)を提出することもできます。

1. 批准

7. 「総括所見」のフォローアップ

6. 委員会による「総括所見」

5. 「政府報告」を検証するための対話

4. 「事前質問事項」に対する、各締約国の回答書

2. 初回の「政府報告」、定期的な「政府報告」

3. 委員会による「事前質問事項」

ジュネーブでの会期中にサイドイベントを開催する

委員会は、「障害のある人の団体」が会期中にサイドイベントを開催し、委員会メンバーにより多くの情報を提供することを歓迎しています。

委員会との対話に出席し、「パラレルレポート」を発表する

委員会は、関連する「障害のある人の団体」が、「パラレルレポート」を提示するための、ジュネーブでの対話の機会を提供しています。ろう者に影響を及ぼす問題点を効果的に強調するためには、少なくとも1名の「ろうの代表者」が、ジュネーブでの対話に出席できるようにしましょう。

「政府報告」への「事前質問事項」に対して、政府の見解と並行して、回答(パラレルレポート)を提供する

この「パラレルレポート」において、「障害のある人の団体」は、政府によって表明された「事前質問事項」の見解とは異なる独自の見解を示すことも可能です。

参考文献



国連人権高等弁務官事務所
(OHCHR):

障害者権利条約

英文は[こちら](#)

外務省による和訳は[こちら](#)



国連事務局経済社会局
(UNDESA):

持続可能な開発のための
知識プラットフォーム

英文は[こちら](#)



国連児童基金(ユニセフ)(UNICEF):

わたしたちのできること:
障害者権利条約に関する学習ガイド

英文は[こちら](#)

公益財団法人
日本障害者リハビリテーション協会による
和訳は[こちら](#)



国連人権高等弁務官事務所
(OHCHR):

CRPD/C/1 手続規則

英文は[こちら](#)



国連人権高等弁務官事務所
(OHCHR):

CRPD/C/5/4
障害者権利委員会の作業方法
(第5会期で採択)
(2011年4月11日～15日)

英文は[こちら](#)



国連人権高等弁務官事務所(OHCHR):
CRPD/C/2/3 障害者権利条約第35条第1項
に基づき締約国によって提出される、
条約が指定する文書に関する指針

英文は[こちら](#)

公益財団法人
日本障害者リハビリテーション協会による
和訳は[こちら](#)



国際障害同盟(IDA):

2030アジェンダ
障害のある人のインクルージョン:
入門ツールキット

英文は[こちら](#)



国際障害同盟(IDA):

2030アジェンダ
障害のある人のインクルージョン:
包括的な指針

英文は[こちら](#)



ラテンアメリカとカリブ地域の子どもたちの
ための世界的な運動
(スペイン語名称:Movimiento Mundial por la
Infancia de Latinoamérica y El Caribe、
略:MMI-LAC):

私たちが目指す世界 子どものための目標

英文は[こちら](#)

セーブ・ザ・チルドレンによる
和訳は[こちら](#)



WORLD FEDERATION OF THE DEAF

 P.O. Box 65, FIN-00401, Helsinki, FINLAND

 info@wfd.fi

 <http://www.facebook.com/Wfdeaf.org>

 <http://wfd.org>